

漁業災害補償法の一部を改正する法律案参照条文

○ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 漁業共済団体の組織及び監督
 - 第一節 総則（第四条―第十一条）
 - 第二節 漁業共済組合
 - 第一款 組合員（第十二条―第二十一条）
 - 第二款 管理（第二十二条―第四十三条）
 - 第三款 設立（第四十四条―第四十九条）
 - 第四款 解散及び清算（第五十条―第六十一条の六）
 - 第三節 漁業共済組合連合会（第六十二条―第六十七条）
 - 第四節 漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併（第六十七条の二―第六十七条の八）
 - 第五節 監督（第六十八条―第七十六条）
- 第三章 漁業共済組合の漁業共済事業
 - 第一節 通則（第七十七条―第一百三条）
 - 第二節 漁獲共済（第一百四十四条―第一百五十三条の三）
 - 第三節 養殖共済（第一百四十五条―第一百五十五条）
 - 第四節 特定養殖共済（第一百五十五条の二―第一百五十五条の十二）
 - 第五節 漁業施設共済（第一百二十六条―第一百三十七条）
- 第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業
 - 第一節 漁業再共済事業（第一百三十八条―第一百四十七条）
 - 第二節 漁業共済事業（第一百四十七条の二）
- 第五章 政府の漁業共済保険事業（第一百四十七条の三―第一百四十九条）
- 第六章 国の助成等（第一百九十五条―第一百九十六条の二）
- 第六章の二 独立行政法人農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務（第一百九十六条の三―第一百九十六条の十二）

第六章の三 雑則（第百九十六条の十二―第百九十六条の二十一）

第七章 罰則（第百九十七条―第二百一条）
附則

（地区）

第七条 漁業共済組合（以下「組合」という。）の地区は、一の都道府県の区域（特別の事由により農林水産大臣の承認を受けた場合には、その承認に係る二以上の都道府県の区域）による。

2 漁業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の地区は、全国の区域による。

（解散事由）

第五十条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 組合の合併

三 組合についての破産手続開始の決定

四 第七十四条の規定による解散の命令

2 解散の決議は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、第一項第一号の議決の手續が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反しないと認められるときは、前項の認可をしなければならない。

4 組合は、第一項に掲げる事由によるほか、組合員が五人未満になつたことによつて解散する。ただし、農林水産省令で定める要件に該当する場合、この限りでない。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、解散の日から十五日以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（共済目的及び共済事故）

第百十五条 養殖共済の共済目的は、養殖水産動植物であつて、政令で定めるものとする。

2 養殖共済の共済事故は、養殖中における死亡、発芽不良、滅失、流失及び逃亡並びにこれらに準ずるものとして政令で定める事故とする。

（共済事故としない旨の申出）

第百十八条の二 養殖共済の被共済資格者は、その者が営む養殖業に係る養殖水産動植物の管理の条件又は方法が当該養殖水産動植物の疾病の予

防を適正に行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合するときは、共済目的の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、第百十五条第二項の共済事故のうち疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。

2 前項の申出があつたときは、当該申出に係る共済契約においては、第百十五条第二項の規定にかかわらず、同項の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

（共済責任期間）

第百十九条 養殖共済の共済責任期間は、対象とする養殖業の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の養殖業の養殖時期（周年操業をするものについては、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

2 第百十四条第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済についての共済責任期間は、単位漁場区域ごとに単一となるように定めなければならない。

（純共済掛金率）

第百二十二条 養殖共済の純共済掛金率は、対象とする養殖業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林水産大臣の定めるものに応ずる次項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林水産大臣は、養殖共済につき、養殖業の種類その他前項の農林水産大臣の定める事項に応じて基準共済掛金率を定めなければならない。

（共済金）

第百三十五条 漁業施設共済の共済金の金額は、共済金額に、共済責任期間の開始日から共済事故の発生日までの期間に応じ農林水産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

（可分養殖施設又は可分漁具に係る特例）

第百三十六条 共済目的の種類たる養殖施設又は漁具のうち、多数の代替性のある同種の構成部分（その予備品を含む。）からなる一の養殖施設又は漁具で、これを使用する場合以外の場合にはおおむね部分として保管され、かつ、その組立て及び分解を単純な操作で行うことができるもの（農林水産省令で定めるものに限る。）を共済目的とする漁業施設共済に係る共済事故、共済金額、共済価額及び共済金に関しては、第百二十六条第二項、第百三十一条、第百三十二条及び前条の規定にかかわらず、その漁業施設共済を適正円滑に行うため必要のある範囲内において、政令で定めるところにより、農林水産省令で、特例を定めることができる。

（継続申込特約）

第三百三十六条の二 漁業施設共済に係る共済契約（当該共済契約に係る第三百三十一条第一項の割合が政令で定める割合以上であるものに限る。）が締結される場合には、これと併せて継続申込特約をすることができる。

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約（以下この条において「当初契約」という。）に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁業施設共済に係る共済契約で当初契約に係る養殖施設又は漁具と養殖施設又は漁具が同一であるもの（以下この条において「継続契約」という。）のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、第三百三十一条第一項の割合並びに第三百三十五条及び前条に規定する共済金の支払われる場合並びにその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3 継続契約に係る第三百三十一条第一項の割合の変更については、第二百二十四条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の継続申込特約については、第百十三条の二第三項及び第七項の規定を準用する。

第百九十七条 第六十八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六十九条から第七十一条までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 漁業共済団体の役員若しくは受託者の代表者又は漁業共済団体若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者がその漁業共済団体の業務又は受託者の受託した事務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その漁業共済団体又は受託者に対しても同項の刑を科する。